

浄化槽工事業の登録・届出について

(平成27年4月1日改正)

浄化槽工事業の登録及び届出について、平成27年4月1日から以下のとおり改正します。

1. 改正の内容

i) 暴力団排除条項の整備

登録申請者やその法定代理人、役員等が、「暴力団員」、「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」又は「暴力団員等がその事業活動を支配する者」であることが、浄化槽工事業の登録の拒否事由及び取消事由に追加されることとなりました。

【浄化槽法第24条及び第32条】

ii) 「役員」の範囲の拡大

以下の「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含めることとなりました。

【浄化槽法第22条】

- ・許可・登録申請書の記載事項及び添付書類の対象となる「役員」
- ・許可・登録に係る欠格要件の対象となる「役員」
- ・指示・営業停止処分及び営業禁止処分の対象となる「役員」

これにより、暴力団員等が取締役や執行役以外の立場であっても事業者を実質的に支配している場合などに、不許可や許可の取消などを行います。

iii) 申請時における事務負担の軽減

役員や、浄化槽設備士に関する略歴書について、職歴の記載を不要とし、「住所・生年月日等に関する調書」に変更されました。

上記 i から iii までの改正により、様式1、様式3及び様式4が変更となります。

2. 施行年月日

上記取扱いは平成27年4月1日以降に提出される申請書から適用します。

1. 登録・届出制度の概要

① 登録・届出制度について

浄化槽工事業を営もうとする者は、浄化槽工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録又は届出が必要となります。したがって、営業所の有無にかかわらず、実際に浄化槽工事を行おうとする都道府県知事の登録又は届出が必要です。例えば営業所は島根県にしかないが近隣の広島県、鳥取県でも浄化槽工事を受注し、施工するような場合であれば、広島県知事、鳥取県知事の登録又は届出を受けなければなりません。

② 登録・届出の要件

○営業所ごとの浄化槽設備士の設置

浄化槽工事を行うときは、実際の現場において監督が必要です。

○欠格要件に該当しないこと

欠格要件として次の事項が定められています。

- ① 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 浄化槽工事業者の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者（浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者を含む。）
- ③ 都道府県知事より事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④ 登録申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いているとき
- ⑤ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑥ 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑤又は⑦のいずれかに該当する者
- ⑦ 法人でその役員（注）のうち①から⑥のいずれかに該当する者
- ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（注）役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められるものを含む。

③ 登録と届出について

〔登録：浄化槽工事業者登録〕

- 対象・・・浄化槽工事業を営もうとする者で、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、管工事業の許可を受けていない者
- 有効期間・・・5年間（満了日30日前までに更新申請が必要です。）
- 変更・廃業の届出・・・一定の事由に該当した場合、当該届出が必要です。
- 申請手数料・・・新規 33,000円 更新 26,000円
（島根県収入証紙を所定の欄に貼り付け）

〔届出：特例浄化槽工事業者届出〕

- 対象・・・浄化槽工事業を営もうとする者で、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、管工事業の許可を受けている者
- 有効期間・・・建設業許可を失わない限り有効
ただし、建設業許可の更新時には、必ず5ページに従い、届出を行ってください。
- 申請手数料・・・なし
- 変更・廃業の届出・・・一定の事由に該当した場合、当該届出が必要です。

2. 登録・届出の手続きについて

① 浄化槽工事業者の登録について

〔新規申請・更新申請〕

申請手数料・・・島根県収入証紙（新規）33,000円（更新）26,000円

所定の貼付欄に貼り付けてください。

| 様式 番号 | 書類の種類 | 要 否 | | 備 考 |
|----------|-------------------------------------|--------|--------|--|
| | | 法 人 | 個 人 | |
| 第1号 | 浄化槽工事業登録 申請書 | ○ | ○ | |
| 第2号 | 誓 約 書 | ○ | ○ | ・工事業者登録申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書類 ・申請者が法人であるときはその代表者が、個人であるときはその者が代表して誓約する |
| | 浄化槽設備士免状の 交付を受けた者である ことを証する書面 | ○ | ○ | 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士 証の写し |
| 第3号 | 工事業登録申請者の 調書 | ○ | ○ | 法人にあっては役員全員、個人にあっては 本人又は法定代理人 |
| 第4号 | 浄化槽設備士の調書 | ○ | ○ | 営業所毎に置かれる浄化槽設備士（各営業 所1名）について、他県の営業所の者も 含めて作成すること |
| | 浄化槽設備士の住民 票の抄本又はこれに 代わる書面 | ○ | ○ | これに代わる書面としては例えば外国人 登録法に基づく外国人登録証明書など |
| | 登記事項証明書（※） | ○ | | ※履歴事項全部証明書 |
| | 工事業登録申請者の 住民票の抄本又はこ れに代わる書面 | | ○ | これに代わる書面としては例えば外国人 登録法に基づく外国人登録証明書など |
| | 浄化槽設備士の常勤 性確認書類 | ○ | ○ | 別添「常勤性確認書類一覧」を参照 |

〔変更の届出〕

登録を受けた後、下表の左欄に掲げる事項に変更が生じた場合には、同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付して浄化槽工事業登録事項変更届出書（様式第7号）を変更のあった日から30日以内に提出しなければなりません。

| 法人 | 個人 | 変 更 事 項 | 添 付 書 類 |
|----|----|--------------------------|--|
| | ○ | 氏名又は名称 | 住民票の抄本又はこれに代わる書面 |
| ○ | | 名称 | 登記簿謄本 |
| | ○ | 住所 | 住民票の抄本又はこれに代わる書類 |
| ○ | | 住所 | 登記簿謄本 |
| ○ | | 代表者の氏名 | 登記簿謄本 |
| | ○ | 営業所の名称及び所在地 | なし |
| ○ | | 営業所の名称及び所在地 | 商業登記の変更を必要とする場合には登記簿謄本 |
| ○ | | 役員の氏名 | 登記簿謄本 新たに役員となる者がある場合には誓約書（様式第2号）及び当該役員の調書（様式第3号） |
| ○ | ○ | 浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号 | 当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 調書（様式第4号） (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面 (4) 常勤性確認書類（別添参照） |

〔廃業等の届出〕

上記の変更の届出のほか、下表の左欄に掲げる事項の一に該当するに至った場合には、同表の右欄に掲げる者は30日以内に書面にて、その旨届出が必要です。

| 廃業等の届出事項 | 届出をすべき者 |
|---------------------------|---------------------------------|
| 1 死亡した場合 | その相続人 |
| 2 法人が合併により消滅した場合 | その役員であった者 |
| 3 法人が破産により解散した場合 | その破産管財人 |
| 4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 | その清算人 |
| 5 浄化槽工事業を廃止した場合 | 浄化槽工事業者であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員 |

〔提出部数〕

正本・・・1部

副本・・・1部

合計2部（登録申請、変更・廃業届出いずれの場合も必要）

② 特例浄化槽工事業者の届出について

〔新規届出〕

申請手数料・・・不要

| 様式 番号 | 書類の種類 | 要 否 | | 備 考 |
|----------|---|--------|--------|---|
| | | 法 人 | 個 人 | |
| 第11号 | 特例浄化槽工事業者 届出書 | ○ | ○ | |
| | 建設業の許可通知書 の写し又は許可証明 書等 | ○ | ○ | |
| | 浄化槽設備士が、浄化 槽設備士免状の交付 を受けた者であるこ とを証する書面 | ○ | ○ | 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士 証の写し |
| 第4号 | 浄化槽設備士の調書 | ○ | ○ | 営業所毎に置かれる浄化槽設備士(各営業所 1名)について他県の営業所の者も含めて 作成すること |
| | 浄化槽設備士の住民 票の抄本又はこれに 代わる書面 | ○ | ○ | これに代わる書面としては例えば外国人登 録法による外国人登録証明書など |
| | 浄化槽設備士の常勤 性確認書類 | ○ | ○ | 別添「常勤性確認書類一覧」を参照 |

〔変更・廃業の届出〕

届出後、下記の表の左欄に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付して特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書(様式第12号)を提出しなければなりません。

また、浄化槽工事業を廃止した場合も、遅滞なく書面にて、その旨届出が必要です(任意様式で可)。

| 法人 | 個人 | 変 更 事 項 | 添 付 書 類 |
|----|----|---|--|
| | ○ | 氏名又は名称及び住所 | なし |
| ○ | | 名称及び住所 | なし |
| ○ | | 代表者の氏名 | なし |
| ○ | ○ | 建設業法に基づき許可を受けた (1) 業種 (2) 許可番号 (3) 許可年月日 | 建設業法に基づき許可を受けたことを証 する書面(具体的には許可通知書の写し又 は許可証明書など) |

| | | | |
|---|---|--|--|
| ○ | ○ | 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地 | なし |
| ○ | ○ | 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号 | 当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 調書(様式第4号) (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面 (4) 常勤性確認書類(別添参照) |

〔提出部数〕

正本・・・1部 副本・・・1部 合計2部(副本は正本の写しで可)

〔特記事項〕

建設業の許可は5年で更新されることになっており、この更新がなされると必ず許可番号が変更されますので(例 島根県知事許可(特—13)第100号→島根県知事許可(特—18)第100号)、この場合にも変更の届出が必要です。

③ 様式について

○社団法人島根県浄化槽協会にて販売していますのでお求め頂けます。

〒690-0882 松江市大輪町420-1 TEL0852-24-8160

○島根県土木総務課HPから無料ダウンロードも可能です。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/taisaku/toroku/>

○廃業の届出は、特に様式は指定しませんので任意の様式で構いません。

④ 提出先及び提出方法について

○下記提出先まで持参又は郵送にて直接ご提出ください。

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 土木部土木総務課建設産業対策室

TEL: 0852-22-5185 FAX: 0852-22-5782

○登録等の提出書類については、内容に疑義が生じた場合には上記以外の書類を別途求める場合がありますのでご承知ください。

3. 登録・届出後について

① 標識の掲示

〔浄化槽工事業登録業者〕

浄化槽工事業者の登録を受けた者は、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、浄化槽工事業者登録票(様式第8号)を掲示しなければなりません。

〔特例浄化槽工事業届出業者〕

上記と同様に特例浄化槽工事業者届出済票(様式第9号)を営業所及び浄化槽工事現場に掲示しなければなりません。併せて建設業法に基づき建設業の許可票も掲示する必要がありますのでご注意ください。

② 帳簿の備付け等

浄化槽工事業者は、その営業所ごとに一定の様式による帳簿を備え、以下の事項を記載しておかなければなりません。

- 注文者の氏名及び住所
- 施工場所
- 着工年月日及び竣工年月日
- 工事請負金額
- 浄化槽設備士の氏名

この帳簿は浄化槽工事ごとに別葉にして作成しなければなりません。またこの帳簿には以下の書類を添付しなければなりません。

- 処理方式及び処理能力を記載した書面
- 構造図
- 仕様書
- 処理工程図

なお、これらの帳簿及び添付書類は各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

4. 登録→届出、届出→登録の手続きについて

① 登録→届出

・・・浄化槽工事業者が建設業法上の許可を取得したときの手続き

新たに建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けた者は、遅滞なく特例浄化槽工事業者届出書及び必要な添付書類を提出しなければなりません。

※浄化槽工事業の登録は、上記の許可の取得をもって自動的にその効力を失います。

② 届出→登録

・・・特例浄化槽工事業者が建設業法上の許可を失ったときの手続き

特例浄化槽工事業者が、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可の全てを失った後も、引き続き浄化槽工事業を営む場合は、従来の届出に代えて新たに登録が必要です。

(手続きの流れ)

特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書 (様式第12号)

上記の許可について建設業の許可を有しなくなったことを届出

↓

浄化槽工事業者の新規の登録申請

5. 問い合わせ先

詳細については、下記までお問い合わせください。

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 土木部土木総務課建設産業対策室

TEL: 0852-22-5185 FAX: 0852-22-5782

6. 常勤性確認書類

※下記一覧に記載する書類がない場合等には、別途確認する書類の提出が必要になりますので、個別にご相談ください。

| 法人・個人の別 | 該当者 | 添付書類 ※いずれかの書類を添付してください。 |
|---------|---------|---|
| 個人業 | 事業主 | <ul style="list-style-type: none"> ○申請直前の決算期における確定申告書の写し(住所、氏名、生年月日、職業、屋号・雅号の記載のあるものに限る。) ○申請直前の決算期における青色申告決算報告書の写し(住所、氏名、生年月日、職業、屋号・雅号の記載のあるものに限る。) ○健康保険被保険者証の写し(事業所名が記載されているものに限る。氏名、生年月日、事業所名が記載されている表面のみの写しで構いません。) ○健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ○健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し |
| | 事業主以外の方 | <ul style="list-style-type: none"> ○健康保険被保険者証の写し(事業所名が記載されているものに限る。氏名、生年月日、事業所名が記載されている表面のみの写しで構いません。) ○健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ○健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ○雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し |
| 法人 | / | <ul style="list-style-type: none"> ○健康保険被保険者証の写し(事業所名が記載されているものに限る。氏名、生年月日、事業所名が記載されている表面のみの写しで構いません。) ○健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ○健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ○雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し |